

防衛施設庁からの照会（平成13年8月3日）

米軍から、下記の点について照会がありましたのでお知らせします。

- 1 打撲、捻挫、挫傷について、柔道整復師が行う施術は具体的にどのようなものか。
- 2 「挫傷」とはどのような症状なのか、平易に説明していただきたい。
- 3 柔道整復師が診断のみ行い、治療を施さない場合はあるか。

米軍は8/8（水）に会議を行うため、できれば前日までに分かることだけでも知らせてほしいとのこと。ご協力方お願いいたします。

別添は、当方から参考として米軍に送付した資料です。

当局の「インターネットで集収した資料」は「羊頭狗肉」^{ようとうくにく}（見かけだおし）の類のもののため省略しました。

（協）日接会の参考

1. 2については医学大辞典からの抜粋を紹介しました（省略）。回答追加の参考

柔道整復師業務ひとつの「挫傷」の紹介

「挫傷」の紹介

「挫傷」とは、骨折・脱臼・打撲・捻挫と同じく「外力」により、骨・筋・腱・関節等「運動器系組織の損傷」の傷病を指します。

なお、負傷原因の強弱、傷病や症状の程度の如何は問いません。

「筋・腱の断裂」記載の留意

この記載は「傷病名」というよりも当該傷病の解説・説明として用いられることが多いものです。したがって診断書に単に「筋・腱の断裂」の傷病名の心配は必要ありません。

関連事項の参考

1. 柔道整復師の診療所で、鍼・灸などの業務を行う者はそれぞれ当該資格を有する者である。これらの業務を併せて行うことは適法です。
2. カイロプラクテック、整体などは無資格業務です。保険対象業務ではありません。
3. 柔道整復師業務の健康保険や労災保険の保険対象傷病は「骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷」です。
4. 柔道整復師が健康保険・労災保険の取り扱いで発行を求められる証明書は、いずれも「柔道整復師資格名」を掲示します。
5. 日本国においては医師・歯科医師とともに柔道整復師が国家資格として認められ、特に、打撲・捻挫などでは歴史的にも第一に国民から認められています。
各医療保険制度とともに社会保障制度の各制度にも対象医療として認められています。

在日米軍従業員といえども柔道整復師医療を対象外とすることは、わが国医療保険制度の実情・実態の上から運用上の不備と考える。一日も早い改善が求められる。